

市第96号議案

横浜市旅費条例の全部改正

横浜市旅費条例を次のように定める。

令和8年2月10日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市旅費条例

横浜市旅費条例（昭和23年10月横浜市条例第73号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、公務のため旅行する職員に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

2 職員及び職員以外の者に対して支給する旅費に関しては、他の法令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方自治法第204条第1項の規定の適用を受ける者をいう。
- (2) 市長等 職員のうち、市長、副市長及び教育長をいう。
- (3) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。

- (4) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (5) 出張 職員が公務のため一時その勤務場所（常時勤務する勤務場所のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
- (6) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務場所に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務場所から新勤務場所に旅行すること（規則で定めるものに限る。）をいう。
- (7) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (8) 家族 内国旅行にあっては職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあっては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。
- (9) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (10) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下「旅行業者等」という。）であって、横

浜市と旅行役務提供契約（旅行業者等が横浜市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、横浜市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、その職員に対し、旅費を支給する。

2 職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

- (1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員
- (2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
- (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族
- (4) 職員が、外国の勤務地において退職等となり、規則で定める期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員
- (5) 職員が、外国の勤務地において死亡し、又は出張若しくは赴

任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

- (6) 外国勤務の職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族
- (7) 外国勤務の職員の配偶者又は子が、当該職員の勤務地において死亡し、又は規則で定める外国旅行中に死亡した場合には、当該職員

3 職員が前項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第16条各号若しくは第29条第 1 項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 第 1 項又は第 2 項の規定に該当する場合を除くほか、他の法令又は条例に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

5 第 1 項、第 2 項又は前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第 3 項の規定により旅行命令の変更（取消しを含む。同項及び第 5 条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第 1 項、第 2 項又は第 4 項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失

した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、横浜市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの規定に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令)

第4条 前条第1項の規定に該当する旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令によって行われなければならない。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当するときは、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

(旅行命令に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令を含む。以下同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をするいと

まがない場合には、旅行命令に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかつた場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令に従つた限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次条に規定する種目及び第8条から第19条までに規定する内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

(旅費の種目)

第7条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雜費及び死亡手当とする。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用

(第 2 号から第 6 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。) の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金 (市長等及び職務の内容を考慮して規則で定める職員に限る。)
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、次に掲げる職員の区分に応じて規則で定める額とする。

- (1) 市長等
- (2) 横浜市一般職職員の給与に関する条例 (昭和26年3月横浜市条例第15号) 別表第 1 の職務の級が 6 級以上の者その他これに準ずる者として規則で定める者
- (3) 横浜市一般職職員の給与に関する条例別表第 1 の職務の級が 5 級以下の者その他これに準ずる者として規則で定める者
(船賃)

第 9 条 船賃は、船舶 (海上運送法 (昭和24年法律第 187 号) 第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。) を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用 (第 2 号から第 5 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするも

のに限る。) の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金 (市長等及び職務の内容を考慮して規則で定める職員に限る。)
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、前条第2項各号に掲げる職員の区分に応じて規則で定める額とする。

(航空賃)

第10条 航空賃は、航空機 (航空法 (昭和27年法律第231号) 第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。) を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用 (第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。) の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、第8条第2項各号に掲げる職員の区分に応じて規則で定める額とする。

(その他の交通費)

第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用 (第2号から

第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。) の額の合計額とする。ただし、第3号に規定するその他の移動について、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により当該移動に要する費用の算定ができない方法を利用する必要がある場合にあっては、当該方法に係る費用は、規則で定める方法により算定した額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用
(宿泊費)

第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員につき国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）により定められている宿泊費基準額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。この場合におい

て、職員に対応する国家公務員は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める省令における国家公務員とする。

- (1) 市長等 指定職職員等
- (2) 第8条第2項第2号及び第3号に規定する者 職務の級が10級以下の者

2 前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合の宿泊費の額は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第13条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員につき省令により定められている宿泊手当の額とする。

(転居費)

第15条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第17条第1項第1号ア若しくはイ又は同項第2号ア若しくはイに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、省令で定める方法に準じて規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第16条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあっては5夜分を、外国旅行にあって

は10夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第17条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 内国旅行にあっては、次に掲げる額

ア 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号アからウまでにおいて同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、

職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地。次号イにおいて同じ。）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

(2) 外国旅行にあっては、次に掲げる額

ア 赴任の際旅行命令権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後旅行命令権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家

族を職員の居住地に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

ウ アに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後旅行命令権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号アの規定に準じて算定した額

エ 外国に赴任後旅行命令権者の許可を受け、家族（ア又はイに規定する許可を受け移転した者であって同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第 1 号イ又は第 2 号イ若しくはウに規定する期間を延長することができる。

（渡航雑費）

第18条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

（死亡手当）

第19条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡（第 3 条第 2 項第 5 号又は第 7 号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員につき省令により定められている死亡手当の額とする。

（退職者等の旅費）

第20条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、規則で定める期間内における退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

(遺族等の旅費)

第21条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号から第7号までの規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第11条ただし書に規定する場合において支給するものを除く。）（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第11条各号に掲げる各費用について、第6条、第8条から第10条まで及び第11条本文の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について、第6条、第12条、第13条、第15条、第16条、第17条第1項及び第18条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の請求手続)

第23条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、請求又は精算に必要な資料を市長その他の当該旅費の支給又は当該旅費に相当する金額の支払を行う者（以下「旅費支払者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうち、その資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

(旅費の調整)

第24条 旅行命令権者は、旅行者が横浜市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の法令若しくは条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例又は旅費に関する他の法令の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、別に旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第25条 旅行命令権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条第1項若しくは第2項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

2 旅行命令権者は、職員について船員法第47条第2項の規定に該当する事由があった場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

（旅費の返納）

第26条 旅費支払者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則その他の規程の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則その他の規程の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、旅費支払者等は、前項に規定する返納に代えて、当該旅費支払者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

（委任）

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市旅費条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの規定に規定する者が同条第1項、第2項又は第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、この条例による改正前の横浜市旅費条例の規定によりこれらに相当する旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 新条例第26条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

提 案 理 由

国家公務員等の旅費に関する法律の改正の趣旨を踏まえ、公務のための旅行に係る旅費の算定及び支給の方法等を見直すとともに、関係規定の整備を図るため、横浜市旅費条例の全部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市旅費条例（現行）

第1条 本市職員その他の者で、公務のため旅行するときは、別に定めるもののほか、この条例の定めるところにより、旅費を支給する。

第2条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務の都合または天災その他やむを得ない事由でこれによって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

第3条 旅行日数は、公務のため要した日数による。但し、公務のため出張地に滞在した日数及び途中天災その他やむを得ない事由によつて要した日数を除き、鉄道又は軌道旅行にあつては、400キロメートル、水路旅行にあつては、200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルにつき1日の割合で通算した日数を超えることができない。

前項但書の場合で、1日未満の端数を生じたときはこれを1日とする。

第4条 内国旅行の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

第5条 鉄道賃は鉄道又は軌道旅行に、船賃は水路旅行に、航空賃は航空旅行に、車賃は陸路旅行にこれを支給する。

陸路旅行とは、陸上の旅行で、鉄道又は軌道によらないものをいう。

第6条 鉄道賃は、次の各号に従い、旅客運賃（以下本条において

「運賃」という。) 急行料金及び特別車両料金(これらのものに対する通行税を含む。)並びに座席指定料金によりこれを計算する。

- (1) 削除
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による場合においては上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない線路による場合においては、その乗車による運賃
- (4) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、次に該当する場合に限り、その乗車に要する急行料金
 - ア 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの
 - イ 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの
- (5) 第3号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金
- (6) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第2号又は第3号に規定する運賃、第4号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金(普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに限る。)

第7条 船賃は、旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含む。)、寝台料金及び特別船室料金(これらのものに対する通行税を含む。)並びに座席指定料金により鉄道賃の例に準じてこれを計算する

。

第8条 航空賃は、特別の必要のために許可を受け、航空機により旅行する場合に限りこれを支給し、旅客運賃によりこれを計算する。

第9条 車賃は、鉄道又は船舶の便のある区間の旅行については、これを支給しない。但し、用務の性質上鉄道、軌道又は船舶により難い場合はこの限りでない。

車賃は別表に掲げるところに従い、定額により、これを支給する。

第10条 車賃は、路程を合算して、これを支給する。但し、1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第11条 特別の事情に因り定額の車賃を以てその実費を支弁し難い場合においては実費額を支給することができる。

前項の場合においては、正当領収書又は受領証明書を以て証明することを要する。

第12条 本市用の船車等で旅行するときは、鉄道賃、船賃又は車賃は、これを支給しない。

第13条 日当、宿泊料及び食卓料は別表に掲げるところに従い、定額により、これを支給する。

第14条 日当は日数に応じ、宿泊料及び食卓料は夜数に応じて、これを支給する。

水路旅行及び航空旅行には、宿泊料は支給しない。但し、天災その他やむを得ない事由で上陸または着陸して宿泊した場合は、この限りでない。

食卓料は、船賃もしくは航空賃のほかに別に食費を要する場合

または船賃もしくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

第15条　日当は、公務の都合により宿泊した場合の外、鉄道又は軌道旅行にあっては100キロメートル未満、水路旅行にあっては50キロメートル未満、陸路旅行にあっては25キロメートル未満のものについては定額の2分の1とする。

前項の陸路旅行の場合において本市用の自動車（雇用車を含む。）により旅行する場合の日当は、前項の規定にかかわらず、鉄道又は軌道旅行とみなして計算する。

1 旅行で鉄道、軌道、水路または陸路にわたるものにあっては、鉄道は4キロメートル、水路は2キロメートルを以て陸路1キロメートルとみなし、第1項の規定を適用する。

第15条の2　移転料及び着後手当は、職員が赴任を命ぜられ、住所または居所を移転する場合に支給する。その支給額及び支給方法は、支給のつど国家公務員の例に準じて市長が定める。

第15条の3　扶養親族移転料は、職員の赴任に伴い扶養親族を移転する場合に、支給する。その支給額及び支給方法は、支給のつど国家公務員の例に準じて市長が定める。

第15条の4　本邦と外国との間における旅行について支給する旅費の種類、額及び支給方法については、国家公務員の例に準じて市長が定める。

第16条　本市内の出張で遠距離にわたるときは、旅費を支給することができる。

第17条　同一地に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地に到着した日の翌日から起算し滞在日数30日を超える場合には、

その超過日数に付き定額の1割、60日を超える場合には、その超過日数に付き定額の2割に相当する額を減ずる。

同一地に滞在中一時他の地に出張した場合の前項の期間は、前後の日数を通算したものによる。

第18条 あらたに任用若しくは採用するため召致された者には、新職相当の旅費を支給することができる。

第19条 旅行中に年度の経過、身分の変更等の事実が発生し旅費を区分して計算する必要がある場合には、事実発生後最初の到着地に到着した日を以てその路程を区分し計算する。

第20条 兼任又は兼務者に対し出張を命じた場合には、その本職務による旅費を支給する。

第21条 旅行中退職又は休職となった者には、その者から旧任地までの前職又は本職相当の旅費を支給することができる。但し、刑事裁判又は懲戒処分により解職された者はこの限りでない。

前項の場合の旅行日数は、第3条に定める路程の割合を以て計算した日数による。

旅行中死亡したときは、前2項の規定に準じ旅費に相当する金額を遺族に支給することができる。

第22条 事務引継、職務整理等のため退職又は休職となった者に出張を命じた場合には、前職又は本職相当の旅費を支給する。

第23条 任命権者は常時市内、東京都内又は神奈川県内に出張を必要とする者に対し、定額の範囲内で、月額又は日額を定め旅費を支給することができる。

第24条 任命権者は、時宜により旅費の定額を減じ又は旅費の全部若しくは一部を支給しないことがある。

任命権者は、特別の事情により職員その他の者がこの条例の規定による旅費により旅行することが困難である場合には、市長の承認を得て、旅費を増額することができる。

第25条 特別の必要により別表に定めていない者に旅費を支給する必要のあるときは、別表に準じて市長がこれを定める。

第26条 国又は他の地方公共団体その他から旅費の支弁をうけるときは、この条例に定める旅費はこれを支給しない。但し、その旅費額がこの条例に定める旅費額より少ないとときは、その差額を支給することができる。

第27条 旅費の計算上必要な路程の計算は、国家公務員の例に準じて市長が定める。

第28条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

(第2項及び第3項省略)

別表

区分		車 賃 1キロ メート ルにつ き	日 当 1日に つき	宿泊料 1夜に つき	食卓料 1夜に つき
特号	市長、副市長及び教育委員会の 教育長	円 37	円 3,300	円 16,500	円 3,300
1号	技監並びに8級の職務にある者 及びこれに準ずる者	37	3,000	14,800	3,000
2号	7級及び6級の職務にある者並 びにこれらに準ずる者	37	2,900	13,900	2,900

3号	5級の職務にある者及びこれに準ずる者	37	2,600	13,100	2,600
4号	4級及び3級の職務にある者並びにこれらに準ずる者	37	2,200	11,300	2,200
5号	2級及び1級の職務にある者並びにこれらに準ずる者	37	1,700	11,000	1,700

備考

- 1 この表において「何級の職務にある者」とは、横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年3月横浜市条例第15号）別表第1による当該級の職務にある者（次項に定める者を除く。）をいう。
- 2 この表において「準ずる者」とは、横浜市一般職職員の給与に関する条例別表第1の適用を受けない者及び同表の適用を受ける者のうち特に必要と認める者で、市長が定めるものをいう。